イ　火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病に限る。以下同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用	
ロ　火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による廃用以外の廃用	
ハ　第四十九条第一項第五号及び第六号に掲げる場合における廃用	
二　繁殖用雌牛又は育成・肥育牛　次に掲げるいずれかの共済事故	
イ　前号イに掲げる死亡及び廃用	
ロ　前号ロに掲げる廃用	
ハ　第四十九条第一項第一号から第三号までに掲げる場合における廃用	
三　繁殖用雌馬又は育成・肥育馬　第一号イに掲げる死亡及び廃用	
四　種豚　次に掲げるいずれかの共済事故	
イ　第一号イに掲げる死亡及び廃用	
ロ　第二号ハに掲げる廃用	
五　肉豚（特定肉豚に限る。）　火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第四条第一項に規定する届出伝染病にあっては、農林水産大臣が指定するものに限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡以外の死亡	
（共済関係を成立させないことを相当とする事由）	
第百五十三条　法第百五十七条第二項において読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。	
一～五　（略）	畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病に限る。以下同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 （新設）
六　当該特定園芸施設の経過年数が農林水産大臣が定める年数を超えており、かつ、組合員又は共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。	
（小損害不塡補）	
第百五十九条　法第百六十一条第一項の農林水産省令で定める金額は、次の各号に掲げる金額のうち組合員又は共済資格者が申し出たものとする。	
一～三　（略）	（新設）
四　五十万円	（新設）
五　百万円	（新設）

二　繁殖用雌牛、育成・肥育牛又は種豚　次に掲げるいずれかの共済事故	
イ　前号に掲げる死亡及び廃用	（新設）
ロ　第四十九条第一項第一号から第三号までに掲げる場合における廃用	（新設）
三　肉豚（特定肉豚に限る。）　火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第四条第一項の届出伝染病にあっては、農林水産大臣が指定するものに限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡以外の死亡	（新設）
（共済関係を成立させないことを相当とする事由）	
第百五十三条　法第百五十七条第二項において読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。	
一～五　（略）	（新設）
六　当該特定園芸施設の経過年数が農林水産大臣が定める年数を超えており、かつ、組合員又は共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。	
（小損害不塡補）	
第百五十九条　法第百六十一条第一項の農林水産省令で定める金額は、各号に掲げる金額のうち組合員又は共済資格者が申し出たものとする。この場合において、当該組合員又は共済資格者は、当該申込みに係る共済関係の全てについて、同一の金額を申し出なければならない。	
一～三　（略）	（新設）
四　五十万円	（新設）
五　百万円	（新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七十四条の改正規定　平成三十一年七月一日

二　第百五十三条の改正規定及び第百五十九条の改正規定　平成三十一年九月一日

（家畜共済に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の第七十四条の規定は、平成三十一年七月一日以後に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

（園芸施設共済に関する経過措置）

第三条　この省令による改正後の第八条（第十条及び第六十一条で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定は、平成三十一年四月一日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

2　この省令による改正後の第百五十三条及び第百五十九条の規定は、平成三十一年九月一日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。